## 検討会とりまとめ(案)についての確認事項

- ●【全体】認定の対象について(P5)
- → (別紙)
- ●【認定要件】経営面の要件について(P10)
- →現案では、財政的基礎に関する要件(例:直近の経常赤字、債務超過)を求めているが、スタートアップの企業の認定が困難になる可能性も指摘される。次項の損害賠償請求への対応能力に関する要件だけで十分か、又は、財産的基礎に関する要件も必要か。
- ●【認定要件】セキュリティ基準について(P11~13)
- ●【認定要件】監査体制について(P14)
- →社外委員を含む監査体制の設置(データ監査審査会(仮称))を要件としているが、関係の 記述について現案で十分か。
- ●【モデル約款】委任契約の対象となる「個人情報」の定義について(P21)
- →現案では、「クレジット番号」「銀行口座番号」を対象外としているが、対象とすべきとの指摘もある。 これらを第三者提供するユースケースは想定されるか。現案のまま対象外とする扱いでよいか。
- ●【全体】「情報銀行」「情報信託機能」という名称を変更した方がいいとの指摘があった

## (別紙) 認定の対象について

「認定」は競争中立的であることが必要であり、「本人が個別に第三者提供の可否を判断するサービス」だけを提供する事業者が競争上不利とならないよう、民間団体による認定は(1)②も対象とするものとしてはどうか。

## 【現案】 (とりまとめ5ページ)

(1)個人情報の提供に関する同意の方法

①事業者が本人の<br/>指示等に基づき、<br/>本人に代わり第三<br/>者提供の妥当性を<br/>判断するサービス②本人が個別に第<br/>三者提供の可否を<br/>判断するサービス想定する認定対象両方を備えるサービス

## 【変更案】

(1) 個人情報の提供に関する同意の方法

